

雇用保険のしおり（被保険者のみなさまへ）

1. 雇用保険制度とは

雇用保険は、

- ①働く方が失業した場合
- ②働く方について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合
- ③働く方が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合

に必要な給付（失業等給付）を行うことにより、働く方の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなどその就職を促進することと、

あわせて雇用保険二事業として、

- ④失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大（雇用安定事業）
- ⑤働く方の職業能力の開発及び向上を促進（能力開発事業）

を図ることを目的とする制度です。

また、保険制度として相互扶助の考え方から成り立っており、労働者を一人でも雇用している事業所は必ず加入し、事業所に雇用される労働者は原則として被保険者になります。

2. 資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び被保険者証

雇用保険の被保険者になると事業主を通じて、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」及び「雇用保険被保険者証」が交付されます。

これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。

これらの書類には、一人ひとり固有の雇用保険被保険者番号が記載されており、他の事業所へ転職された場合でもこの番号は変わりませんので、その際には被保険者番号を就職先事業所に提示してください。

また、実際に給付を受ける場合の「被保険者であった期間」を算定するには同じ番号で加入している必要があります。もし、異なる被保険者番号の被保険者証をお持ちの場合、また記載事項が間違っている場合には、速やかに事業主に申し出て下さい。

3. 失業等給付の概要

雇用保険制度における失業等給付には、雇用継続給付、教育訓練給付、求職者給付及び就職促進給付の4種類があります。

（1）雇用継続給付制度 働き続ける方を応援します！

①高年齢雇用継続給付

60歳以上の一般被保険者の方が60歳到達時の賃金と比べて一定割合に低下した賃金で働かれているときに支給し、高齢者の雇用の継続を支援するための制度です。

ア 基本給付金

〈支給対象者〉

60歳以上65歳未満の一般被保険者の方で、一般被保険者であった期間が5年以上である方

〈支給額〉

60歳以後の賃金額が60歳到達時等の賃金額の75%未満に低下したときに、賃金の低下率に応じて支払われた賃金の15%相当額を上限として支給されます。

イ 再就職給付金

〈支給対象者〉

基本手当を受給し所定給付日数を100日以上残して再就職した60歳以上65歳未満の方で、一般被保険者であった期間が5年以上あること、1年を超えて引き続き雇用されることが確実であることの要件を満たされた方。

〈支給額〉 再就職の賃金額が基本手当の賃金日額を30倍した額の75%未満に低下したときに、基本給付金に準じて支給されます。
ただし、支給対象期間は所定給付日数の残日数が200日以上の場合、再就職時から2年間、100日以上の場合、1年間となります。

②育児休業給付制度

一般被保険者の方が育児休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、休業中と職場復帰後に給付を行う制度です。

ア 基本給付金

〈支給対象者〉 満1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した一般被保険者の方で、育児休業を開始した日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が（過去に基本手当の受給資格決定を受けたことがある方については、その後のものに限る）12ヵ月以上あること等の要件を満たされた方。

〈支給額〉 休業期間中1ヵ月あたり休業開始前賃金月額30%相当額が支給されます。休業期間中に賃金が支払われた場合は、支給額が減額される場合があります。

イ 職場復帰給付金

〈支給対象者〉 基本給付金の支給を受け、基本給付金支給終了後引き続き6ヵ月間被保険者として雇用された方。

〈支給額〉 休業開始時賃金日額に基本給付金の支給を受けた日数を乗じた額の20%（※）が一括支給されます。（（※）通常時は10%。平成22年3月31日迄に育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始された方を対象にした暫定措置が実施されています。）

③介護休業給付制度

一般被保険者の方が介護休業を取得しやすくするとともにその後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、休業中の給付を行う制度です。

○ 介護休業給付金

〈支給対象者〉 対象となる家族を介護するため介護休業を取得した一般被保険者の方で、介護休業を開始した日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が（過去に基本手当の受給資格決定を受けたことがある方については、その後のものに限る）12ヵ月以上あること等の要件を満たされた方

〈支給額〉 休業期間中1ヵ月あたり休業開始前賃金月額の40%相当額が、休業開始日から3ヵ月間を限度に一括支給されます。（異なる要介護状態により複数回休業を取得する場合は、通算93日まで支給されます。）休業期間中に賃金が支払われた場合は、支給額が減額される場合があります。

- ◎ 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）は事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に申請してください。
- ◎ 雇用継続給付は労働者本人に支給するものですが、就労中や休業中にハローワークに出向かなければならないこと、事業主が管理する書類等を持参いただく必要があることから、労使合意のうえ、本人からの申請依頼に基づいて、できるだけ事業主から申請いただくようお願いしています。

(2) 教育訓練給付制度

 キャリアアップを目指す方を応援します！

働く人の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした制度で、教育訓練に要した費用の20%（上限10万円）が支給されます。

〈支給対象者〉 一般被保険者または、一般被保険者であった方（被保険者でなくなった後1年以内に受講を開始した方）で、厚生労働大臣の指定する教育訓練（講座）を受講し、修了した方

〈支給要件〉 受講を開始した日において被保険者として雇用された期間が3年以上あることが必要です。但し、初めて教育訓練給付金を受給する場合は、当分の間、被保険者として雇用された期間が1年以上あれば支給対象者となります。

〈対象講座〉 「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」をハローワークでご覧いただくか、インターネットの中央職業能力開発協会ホームページ (<http://www.kyufu.javada.or.jp>) でもご覧いただけます。

〈支給申請先〉 本人の住所地管轄のハローワーク

(3) 求職者給付制度 次の仕事探しを応援します！

被保険者の方が離職し、「就職しようとする意思といつでも就職できる能力があつて積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない状態」にある場合で、次の受給資格を満たしているときに給付が受けられます。

①受給資格

離職前2年間に11日以上働いた完全な月が12ヵ月以上あること。(倒産・解雇等により離職された場合は、離職前1年間に11日以上働いた完全な月が6ヵ月以上あること)

65歳以上で離職された方は離職前1年間に11日以上働いた完全な月が6ヵ月以上あること。

②給付日数(所定給付日数)

失業給付(基本手当)の支給を受けることができる日数(所定給付日数)は、「雇用保険の被保険者であった期間(算定基礎期間)」、「離職理由」及び「離職時の年齢」によって決定されますが、下記の場合は算定基礎期間に含めることができません。

〈算定基礎期間に含めることができない場合〉

i 被保険者であった期間に1年を超えて空白がある場合

被保険者であった期間に1年を超えて空白がある場合、その前の期間は含まず、再就職後から離職までの被保険者であった期間が算定基礎期間となります。

ii 過去に基本手当・特例一時金・再就職手当等の基本手当に相当する給付を受給したことがある場合

受給前の被保険者であった期間は含まず、受給後の被保険者であった期間が算定基礎期間となります。

iii 遡及して被保険者となった場合

被保険者となった日が被保険者であったことの確認があつた日から2年より前である場合、被保険者であったことの確認があつた日から2年以内の被保険者であった期間が算定基礎期間となり、その前の被保険者であった期間は含めることはできません。

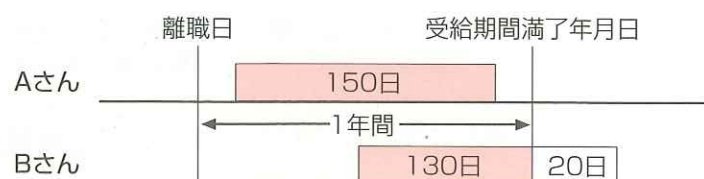
iv 育児休業基本給付金の支給に係る休業期間がある場合

被保険者であった期間に育児休業を取得し、育児休業基本給付金の支給を受けた期間がある場合、この期間は算定基礎期間に含めることはできません。

③受給期間

受給できる期間は離職日の翌日から1年間で、雇用保険の手続きが遅れたり、指定された日に来所されなかった場合は、残っている給付日数があつても支給されないことがあります。

(例) 所定給付日数が150日の場合



Aさんの場合 所定給付日数の150日が受給期間の1年間に含まれていますので150日を限度に給付が受けられます。

Bさんの場合 所定給付日数の150日のうち130日しか受給期間の1年間に含まれていませんので、130日を限度に給付が受けられます。

④支給の開始

受給手続きは、離職後に住所地管轄のハローワークへ来所していただき、離職票を提出し、求職申込みをすることが必要です。

ア 基本手当

65歳未満で離職された方（一般受給資格者）

原則4週間に1回、ハローワークに来所いただき失業の認定を受けることによって支給されます。支給対象となるのは、離職票を提出してから7日の失業日数（待期）が経過してからです。

但し、自己都合等で離職された方は7日の待期と3ヵ月（給付制限）が経過した後の支給対象となります。

(例)

	離職日	離職票提出日	
給付制限のない方		待期 (7日間)	→支給対象
給付制限のある方		待期 (7日間)	給付制限 (3ヵ月) →支給対象

イ 高年齢求職者給付金

65歳以上で離職された方（高年齢受給資格者）

離職票を提出してから7日の待期が経過し、ハローワークの指定する日に来所してからの一括支給となります。

⑤1日分の給付額（基本手当日額）

離職前6ヵ月間の毎月の賃金から算定します。概ね賃金日額の4.5～8割が給付日額となります。

⑥受給期間延長

65歳未満で離職された方で、病気・けが・妊娠・出産等によりすぐに働けない場合は、最長3年間受給期間を延長することができます。

また、60歳以上の定年等により離職し、しばらく休養したい方は最長1年間受給期間を延長することができます。なお、受給期間を延長している間は支給されません。

(4) 就職促進給付制度 再就職を応援します！

受給手続きをされた方が早期に職業に就いた場合や、就職が困難な方が受給手続きをされた後に再就職した場合に、一定の要件を満たせば、就業促進手当が支給されます。就業促進手当として、就業手当、再就職手当、常用就職支度手当があります。

- ◎ このリーフレットに記載している内容は平成21年9月末日現在の内容です。
今後の法律改正等により、受給される時点での受給できる条件や受給額等は変更されている場合がありますので、御了承ください。
- ◎ このリーフレットに記載している内容は各制度の概要です。
各制度の詳しい制度内容、申請手続きにつきましては、最寄りのハローワークにおたずねいただくか、大阪労働局ホームページ (<http://osaka-rodo.go.jp/>) または、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) で御確認ください。

大阪労働局職業安定部雇用保険課 ハローワーク（公共職業安定所）